（保険給付に関する処分の通知等）

第百五十五条　協会は、保険給付に関する処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を申請者に通知しなければならない。この場合において、保険給付の全部又は一部につき不支給の処分をしたときは、その理由を付記しなければならない。

2　前項の通知が障害年金若しくは障害手当金又は遺族年金の決定に係るものであるときは、協会は、併せて、次の各号に掲げる事項を記載した当該年金の年金証書を年金の支給を受ける者に交付しなければならない。

一　年金の種類及び年金証書の年金コード

二　年金の支給を受ける者の氏名及び生年月日

三　基礎年金番号

四　受給権を取得した年月

（船舶所有者の意見申出）

第百五十六条　船舶所有者は、使用する被保険者の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害、死亡又は行方不明（次項において職務上の事由による疾病等という。）に関する保険給付の申請に関し、協会に意見の申出をすることができる。

2　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行うものとする。

一　船舶所有者の氏名及び住所

二　職務上の事由による疾病等を被った被保険者の氏名及び生年月日

三　被保険者の疾病若しくは負傷の発生した年月日、被保険者の死亡の年月日又は被保険者の行方不明となった年月日

四　船舶所有者の意見

（被保険者証等を提出する場合の経由）

第百五十七条　法第二条第一項の規定による被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者等及び同条第三項に規定する独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条において同じ。）が第三十六条第一項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により被保険者証又は高齢受給者証を厚生労働大臣に提出しようとするときは、その者を使用する船舶所有者を経由するものとする。

2　厚生労働大臣が第三十六条第二項（第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により被保険者証又は高齢受給者証を被保険者に交付又は返付しようとするときは、その者を使用する船舶所有者を経由するものとする。

（申請書等の回付）

第百五十八条　機構は、この省令の規定により協会に提出すべき書類の提出を受けた場合においては、遅滞なく、これを協会に回付するものとする。協会が、この省令の規定により機構に提出すべき書類の提出を受けた場合においても、同様とする。

第四章　保健事業及び福祉事業

第百五十九条　協会は、法第百十一条第三項の規定による利用料に関する事項は、定款で定めなければならない。

第五章　費用の負担

（保険料等交付金の額の算定）

第百六十条　令第十七条第一項に規定する保険料等交付金（以下この条において「保険料等交付金」という。）は、同一の月に年金特別会計の健康勘定において収納された保険料等（同項に規定する保険料等をいう。）の額の合算額（同月に保険料等交付金として交付された額がある場合には、当該交付された額を除く。）から、同月に厚生労働大臣が行う船員保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額として年金特別会計の健康勘定から業務勘定に繰り入れられるべき額（同月に当該費用に相当する額として繰り入れられた額がある場合には、当該繰り入れられた額を除く。）を控除した額を交付するものとする。

（育児休業期間中の被保険者に係る保険料の徴収の特例の申出等）

第百六十一条　法第百十八条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出することによって行うものとする。

一　申出に係る被保険者（疾病任意継続被保険者を除く。以下この条において同じ。）の氏名及び生年月日

二　申出に係る被保険者の被保険者証の記号及び番号

三　船舶所有者の氏名及び住所

四　育児休業等を開始した年月日

五　育児休業等に係る子の氏名及び生年月日

六　育児休業等を終了する年月日（以下「休業終了予定日」という。）

2　当該被保険者が休業終了予定日を変更したとき、又は休業終了予定日の前日までに育児休業等を終了したときは、当該被保険者を使用する船舶所有者は、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　前二項の規定による申出又は届出をしようとする船舶所有者に使用されている被保険者が同時に厚生年金保険の被保険者である場合にあっては、同項の申出書に基礎年金番号を付記しなければならない。

（端数処理）

第百六十二条　令第十九条から第二十五条までの規定（令第二十六条及び第二十七条の規定により読み替えられた場合を含む。）に基づき保険料率を算定する場合において、その率に千分の〇・〇五未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた率とし、千分の〇・〇五以上千分の〇・一未満の端数が生じたときは、これを千分の〇・一に切り上げた率とする。

（令第十九条に規定する予定保険料納付率の算定）

第百六十三条　一の事業年度の翌事業年度における令第十九条に規定する予定保険料納付率は、当該一の事業年度の前事業年度の当該率等を勘案して、協会が定めるものとする。

（保険料等の納入告知）

第百六十四条　協会は、保険料その他法の規定による徴収金（疾病任意継続被保険者が法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の規定により納付するものを除く。）を徴収しようとするときは、徴収すべき金額を決定し、納付義務者に対し、その徴収金の種類並びに納付すべき金額（疾病保険料額については、その内訳として、基本保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ法第百二十一条第十項の基本保険料率を乗じて得た額をいう。）及び特定保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ同項の特定保険料率を乗じて得た額をいう。）、期日及び場所を記載した書面（以下「納入告知書」という。）で納入の告知をしなければならない。ただし、即納させる場合は、口頭で納入の告知をすることができる。

（疾病任意継続被保険者の保険料納付）

第百六十五条　疾病任意継続被保険者は、法第百二十七条第一項又は第百二十八条第一項の規定により保険料を納付しようとするときは、納付書により納付しなければならない。

2　前項の規定による納付書は、協会の定めるところによる。

3　法第十三条第二項ただし書又は第十四条第三号の規定に該当する者は、遅滞なく、保険料を遅延して納付する理由を記載した申請書を協会に提出しなければならない。

（疾病任意継続被保険者の保険料の前納）

第百六十六条　疾病任意継続被保険者は、保険料を前納しようとするときは、前納しようとする額を前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならない。

2　疾病任意継続被保険者は、保険料が前納された後、前納に係る期間の経過前において疾病任意継続被保険者に係る保険料の引き上げが行われることとなった場合においては、当該保険料の引き上げが行われることとなった後の期間に係る保険料に不足する額を、前納された保険料のうち当該保険料の額の引き上げが行われることとなった期間に係るものが令第三十一条の規定により当該期間の各月につき納付すべきこととなる保険料に順次充当されてもなお保険料に不足を生ずる月の十日までに払い込まなければならない。